

## 年金生活者支援給付金について

令和元年10月から、年金を含めても所得が低い老齢基礎年金の受給権者等の生活の支援を図るため、年金に上乗せして、年金生活者支援給付金が国から支給されます。

### 1 制度の概要

#### (1) 高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の老齢基礎年金の受給者</li> <li>・前年の公的年金等の収入額とその他の所得（給与所得など）の合計が、老齢基礎年金満額相当（779,300円）以下 ※</li> <li>・同一世帯の全員が市町村民税非課税</li> </ul>
給付額	①保険料納付済期間に基づく給付額 ※ 月額 = 5,000円 × (保険料納付済月数 ÷ 480月) ②保険料免除期間に基づく給付額 月額 = 10,834円または5,417円 × (保険料免除月数 ÷ 480月)
区の対象者	約21,600人

※ 879,300円までの人には、給付額に一定割合を乗じた額が補足的な給付金として支給されます。

#### (2) 障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者</li> <li>・前年の所得が462万1,000円以下</li> </ul>
給付額	月額 = 5,000円 障害等級2級の者及び遺族の者 月額 = 6,250円 障害等級1級の者
区の対象者	約1,800人

### 2 今後のスケジュール（予定）

令和元年7月	コールセンター（給付金専用ダイヤル）の設置（日本年金機構） ※ 設置されるまでの間の問合せについては、ねんきんダイヤルにて受け付けています。（0570-05-1165）
8月	ホームページ特設サイト公開（厚生労働省）
9月	広報みなと9月1日号に記事を掲載（区） 受給資格者あてに請求書（ハガキ形式）を送付（日本年金機構） ※ 平成31年4月1日時点の年金受給者を対象に平成30年の所得情報をもとに資格要件が判定されます。 請求書（ハガキ形式）を返送（受給対象者） テレビ・ラジオCM、ポスター、チラシ配布（厚生労働省） 新聞広告／政府広報（厚生労働省）
10月	制度施行、決定通知（日本年金機構）
12月	振込通知、初回（10月・11月分）の支給（日本年金機構）